

第3章

計画の基本構想

1 基本理念

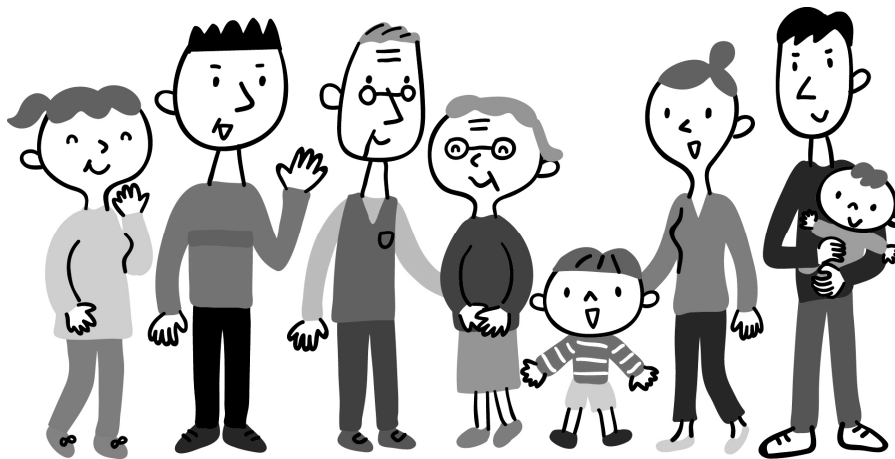
本町では、前計画の基本理念（スローガン）として、「いつでも どこでも だれとでも 心あたたまる町 ほかほかTOGO!」を掲げ、福祉のまちづくりを推進してきました。

今後、地域福祉を推進するに当たっては、変化する町民の意識や社会状況、国の方向性などを踏まえるとともに、「地域共生社会」を実現するための包括的な支援体制の構築、町民の主体的な支え合い活動の活性化などにより一層取り組む必要があります。

本計画では、前計画の「みんなで町全体をあたたくしていく」という願いを継承しつつ、町民や行政を始め、地域に関わる全ての人がつながりながら、自分らしく、役割や生きがいを持って地域づくりに主体的に関わることができるよう、次のとおり新たな基本理念を定めます。

基本理念

いつでも どこでも だれとでも
みんなでつくる あたたかいまちTOGO



2 基本目標

本計画が目指す「地域共生社会」の実現に向けて、重要な柱となる「つながり支え合う地域」、「丸ごと受け止める体制」、「誰もが大切にされる環境」の3つのキーワードを基に基本目標を定めます。

また、アンケート調査の結果から、基本目標ごとに成果指標を設定します。

基本目標1 つながり支え合う地域づくり

地域で誰もが安心して暮らしていくためには、地域におけるつながりや支え合いが不可欠です。住民の困りごとを早期に発見し、必要な支援につなげていくためには、日頃から顔の見える関係を築いている隣近所など、地域住民の気づきが重要な役割を果たします。

身近な地域でつながり、支え合う関係を構築するため、町民一人一人の福祉や地域への関心や意識を高める啓発や福祉教育の充実を図るとともに、地域における居場所づくりや生きがいづくりを推進します。

また、地域福祉活動を継続的に実施するためには、活動の担い手となる人材が必要不可欠です。担い手となる人材の確保や育成に取り組むとともに、多様な主体の地域への参画やつながりづくりを促進します。

■成果指標

成果指標	現状値	目標値
地域福祉に関心がある町民の割合	65.0% ▶	72.2%
日頃から助けあいをしている町民の割合	33.0% ▶	40.8%
地域に居場所があると思う町民の割合	4.9% ▶	12.8%
地域活動に参加している町民の割合	39.2% ▶	46.7%
ボランティアや町民主体のNPO活動に参加している町民の割合	11.5% ▶	18.8%
東郷町社会福祉協議会の認知度	21.0% ▶	27.0%
民生委員・児童委員制度の認知度	21.6% ▶	27.5%

基本目標2 丸ごと受け止める体制づくり

近年、支援を必要としている人の困りごとや悩みごとは、複雑化・複合化しており、従来の縦割りの枠組みでは対応が困難なケースも多くみられます。こうした状況に対応するためには、全庁横断的な体制により包括的な支援を推進していく必要があります。

町民が身近なところで、いつでも相談できる体制の充実を図るとともに、地域の中で解決できない相談に対応するため、各専門機関と連携した支援体制の構築を進めます。

また、町民が福祉制度やサービスについて正しく理解し、必要なときに適切に利用できるよう、多様な福祉サービスの充実を図るとともに、福祉に関する情報の適切な発信など周知に取り組めます。

■成果指標

成果指標	現状値	目標値
悩みや不安を相談する先がある町民の割合	86.3% ▶	86.8%
生活に必要な福祉の情報が得られている町民の割合	38.4% ▶	44.6%
地域包括支援センターの認知度	22.9% ▶	28.7%
障がい者相談支援センターの認知度	15.4% ▶	20.8%

基本目標3 誰もが大切にされる環境づくり

地域には、経済的に困窮している人や自ら判断することが困難な人、社会的孤立の状態にある人など、生きづらさや困りごとを抱えた人が存在します。地域に暮らす全ての人の権利が尊重され、安心して自分らしく暮らすことができるよう、誰もが大切にされる地域環境の整備を進める必要があります。

生活困窮者への包括的な支援、ひきこもりなどの課題を抱える人への個別的な支援、判断能力が不十分な人への成年後見制度の適切な利用促進や権利擁護体制の充実、犯罪や非行をした人の社会復帰への支援などに取り組みます。

また、自殺は、その多くが防ぐことのできる社会的な問題であるとされています。誰も自殺に追い込まれることのないよう、生きることを支え合える地域づくりを推進します。

■成果指標

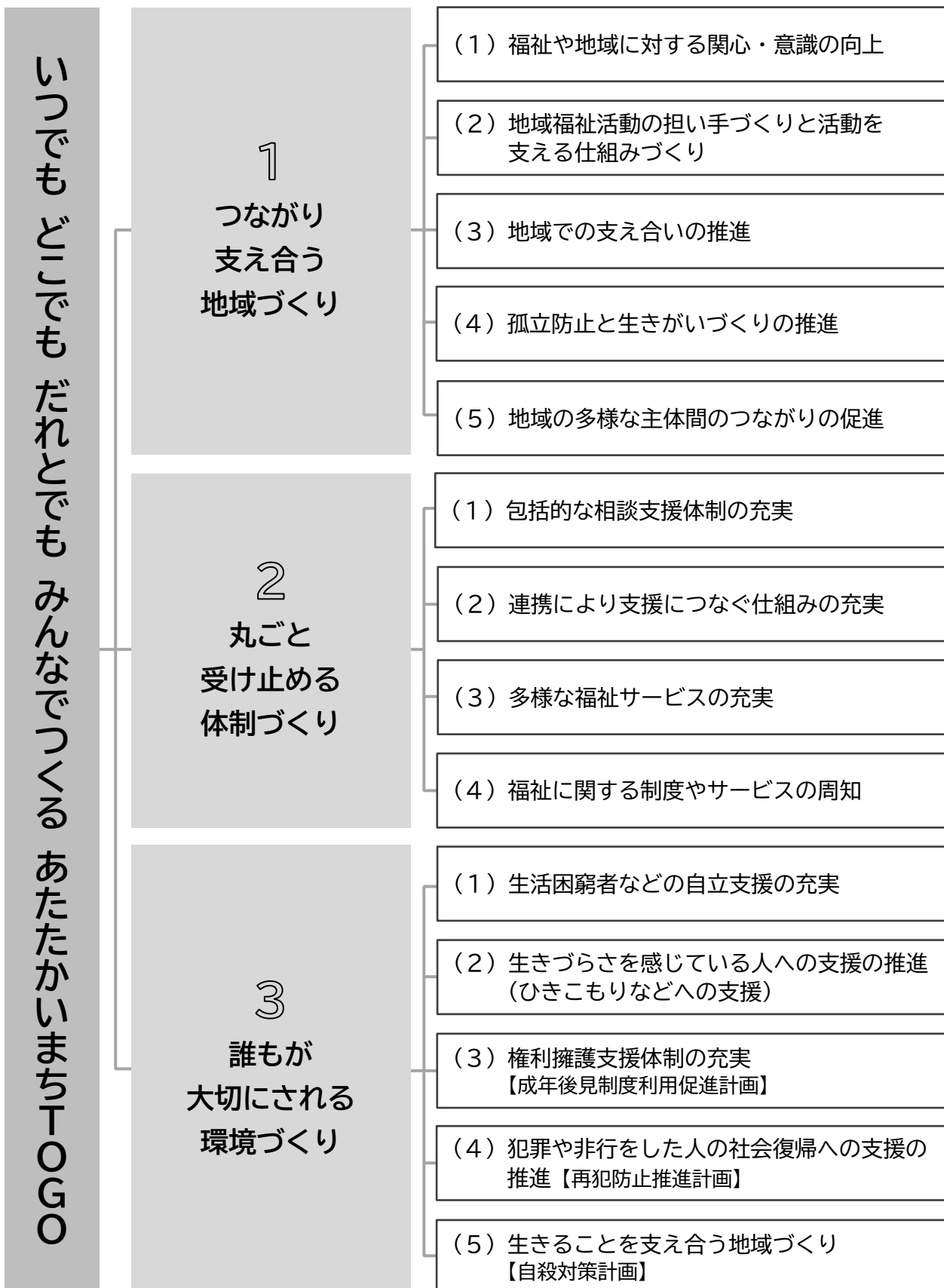
成果指標	現状値	目標値
成年後見制度の認知度	16.8% ▶	22.1%
市民後見人の認知度	3.8% ▶	9.7%
再犯防止推進法の認知度	1.3% ▶	7.3%
犯罪をした人等の立ち直りに協力したいと思う町民の割合	12.4% ▶	19.6%
ひきこもりという言葉の認知度	85.7% ▶	87.1%
ひきこもりという状態について誰にでも起こりうると考える町民の割合	74.8% ▶	80.5%
地域に居場所があると思う町民の割合【再掲】	4.9% ▶	12.8%

3 計画の体系

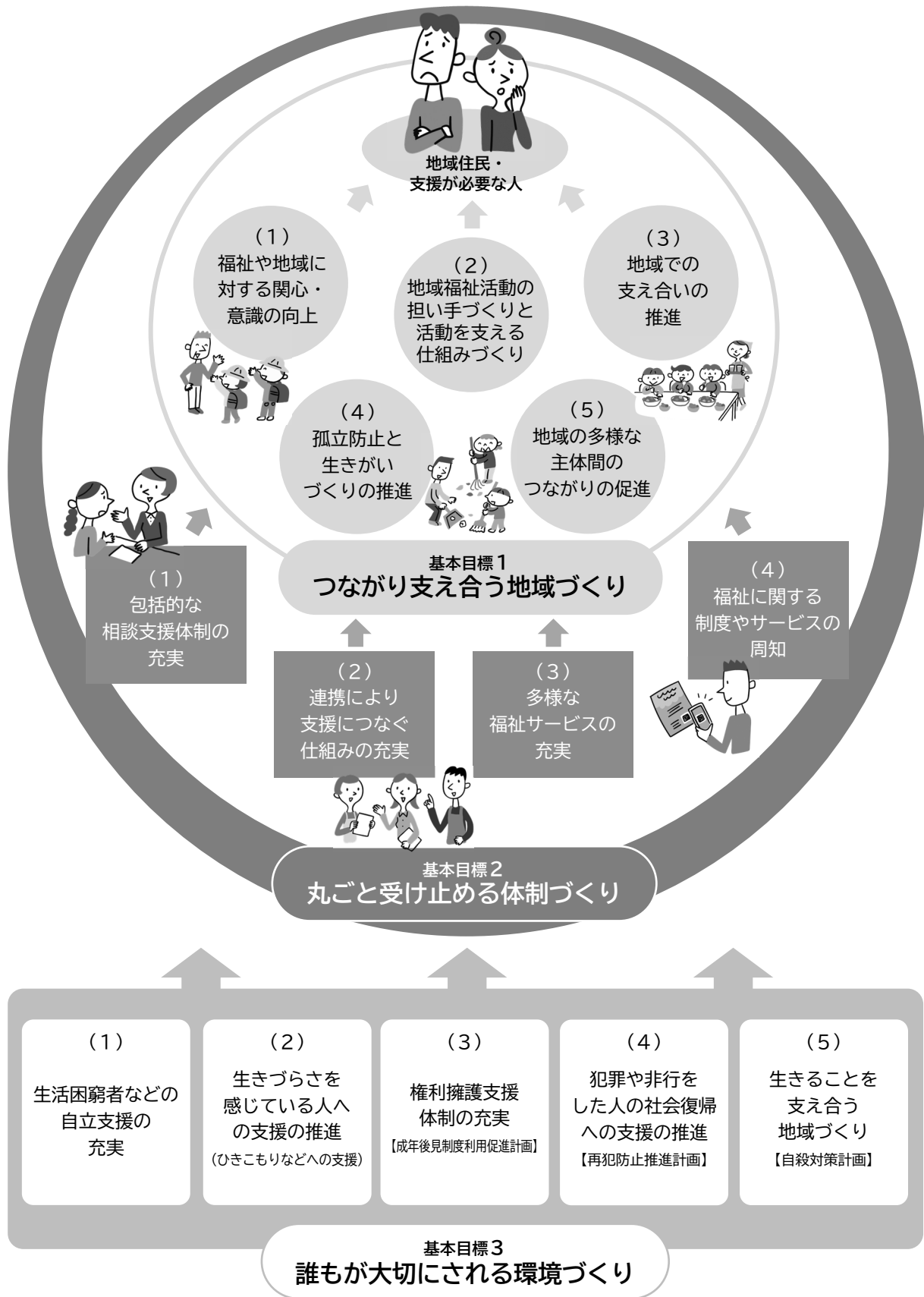
[基本理念]

[基本目標]

[基本施策]



■基本目標と基本施策の関係図



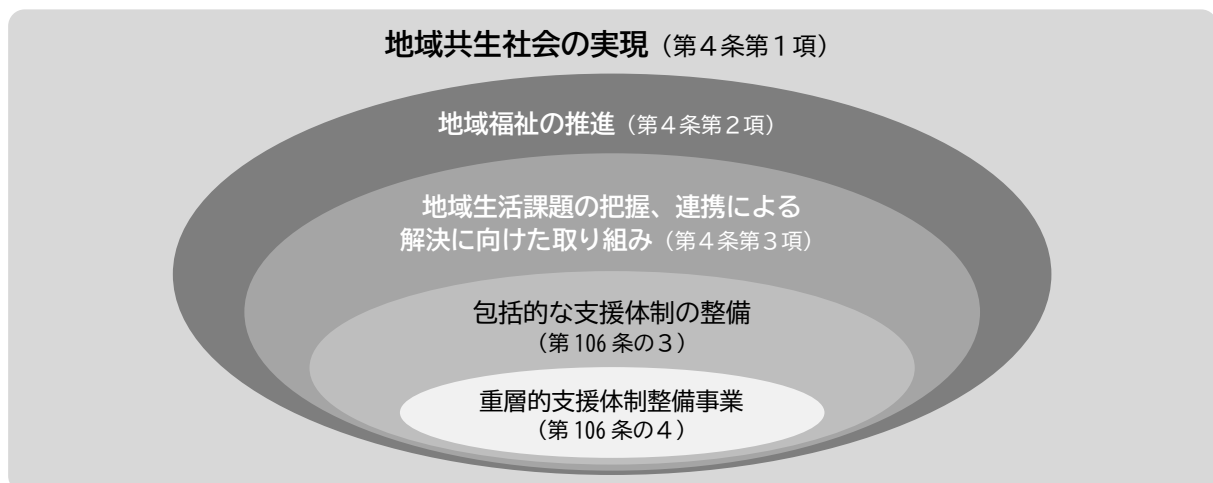
4 重点プロジェクト

重点プロジェクト1 重層的支援体制整備事業の推進【町】

重層的支援体制整備事業は、地域共生社会の実現に向けて、市町村において地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するため、包括的な相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施するものです。

本町においては、社会福祉法第106条の5の規定に基づき重層的支援体制整備事業の提供体制に関する事項などを定めた「東郷町重層的支援体制整備事業実施計画」を令和8(2026)年3月に策定し、社会福祉法第106条の4に規定する重層的支援体制整備事業を令和8(2026)年度から地域・関係機関などとともに実施します。

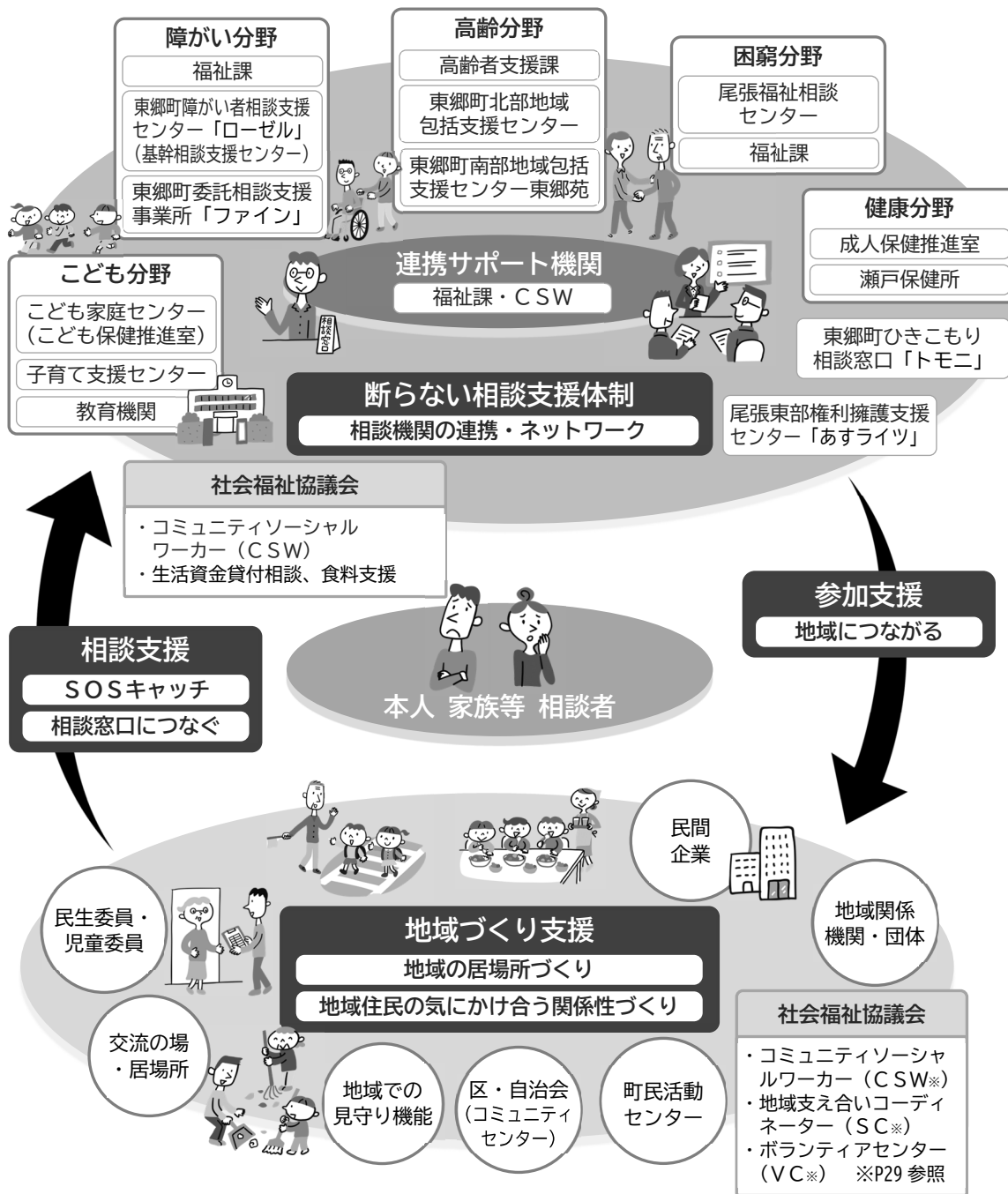
■重層的支援体制整備事業の社会福祉法上の位置付け



■重層的支援体制整備事業における3つの支援

I Ⅱ Ⅲ の 支 援 を 一 体 的 に 実 施	I 相談支援	包括的な相談支援体制 ・ 属性や世代を問わない相談の受け止め ・ 多機関が協働する際のコーディネート ・ アウトリーチの実施
	Ⅱ 参加支援	社会参加に向けた支援 ・ 既存の取組で対応できる場合は、既存の取組の活用 ・ 既存の取組では対応できない狭間のニーズの対応（既存の地域資源の活用方法の拡充）
	Ⅲ 地域づくり支援	住民同士の顔の見える関係性の育成支援 ・ 世代や属性を越えて交流できる場や居場所の確保 ・ 多分野のプラットフォーム形成等、交流・参加・学びの機会のコーディネート

■東郷町版重層的支援体制イメージ



CASE 1 ひきこもりの息子(Aさん)と支援拒否状態の80代の父親(Bさん)

ワークショップで題材にしたケースをもとに、重層的支援体制整備事業における支援の流れを
図示したものです。地域での気づき(①)から始まる支援のプロセスを、段階ごとに示しています。

② 相談支援

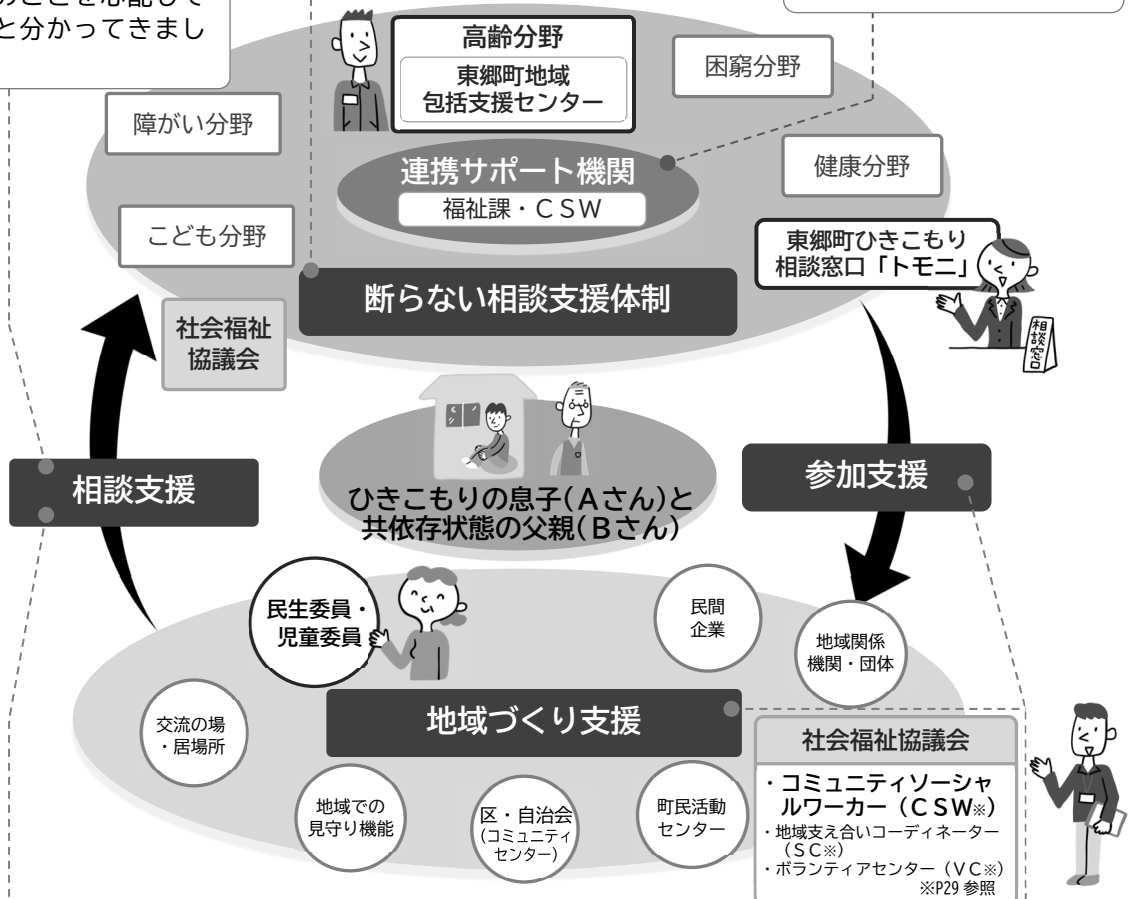
Bさんには相談は家の恥という意識があり、なかなか話を聞けませんでした。地域包括支援センターは何度も自宅を訪問し、時間をかけて信頼関係を築きました。そして、自らの健康のほか、仕事を辞めて家にひきこもっているAさんのことを心配していると分かってきました。

③ 断らない相談支援体制

Bさんがやっと話してくれるようになったため、まずは地域包括支援センターが息子の状況も詳しく聞くことにしました。
Bさんに寄り添いながらAさんの状況を聞き取ると、極端に人との関わりを避けていることや世帯全体の経済的な問題など様々なことが心配されました。支援機関も多岐にわたることが想定されたため、地域包括支援センターはBさんの同意を得て、重層的支援会議の開催を依頼しました。

④ 重層的支援会議による支援プランの作成

重層的支援会議では、Bさんを地域包括支援センターが、Aさんをひきこもり相談窓口「トモニ」が担当することになりました。
あわせて家計相談や参加支援事業の利用も進めることになりました。



① 地域住民の気にかける関係性

妻を亡くし、元気のないBさんを心配した近所の人「姿を見たらあいさつ」したり、「声掛け」したりし、昔からの知り合いは「話し相手になって」いたりしました。
ある日、Bさんから自身の健康状態が悪化していると聞いた近所の人、「民生委員に相談」し、民生委員は話を聞いたうえで地域包括支援センターへつなぎました。
※「」内はワークショップで出た意見です。

⑤ 参加支援、地域の居場所づくり

ひきこもり相談窓口「トモニ」の職員とCSWが連携し、Aさんと関係性を築いた段階で、Aさんは地域の清掃ボランティアに参加することになりました。Aさんは地域の人からありがとうと言われるうちに、少しずつ気力が戻ってきました。気力が戻ると、仕事をしてお金を稼ぎたいと思い始め、就労支援を受けてアルバイトを始めました。その後も、地域の清掃活動は続けています。
Bさんは安心し、介護サービスを利用しながらAさんと2人で暮らし続けています。毎日のように近所の人や民生委員が声を掛けてくれています。

重点プロジェクト2 横断的連携体制の強化【町】

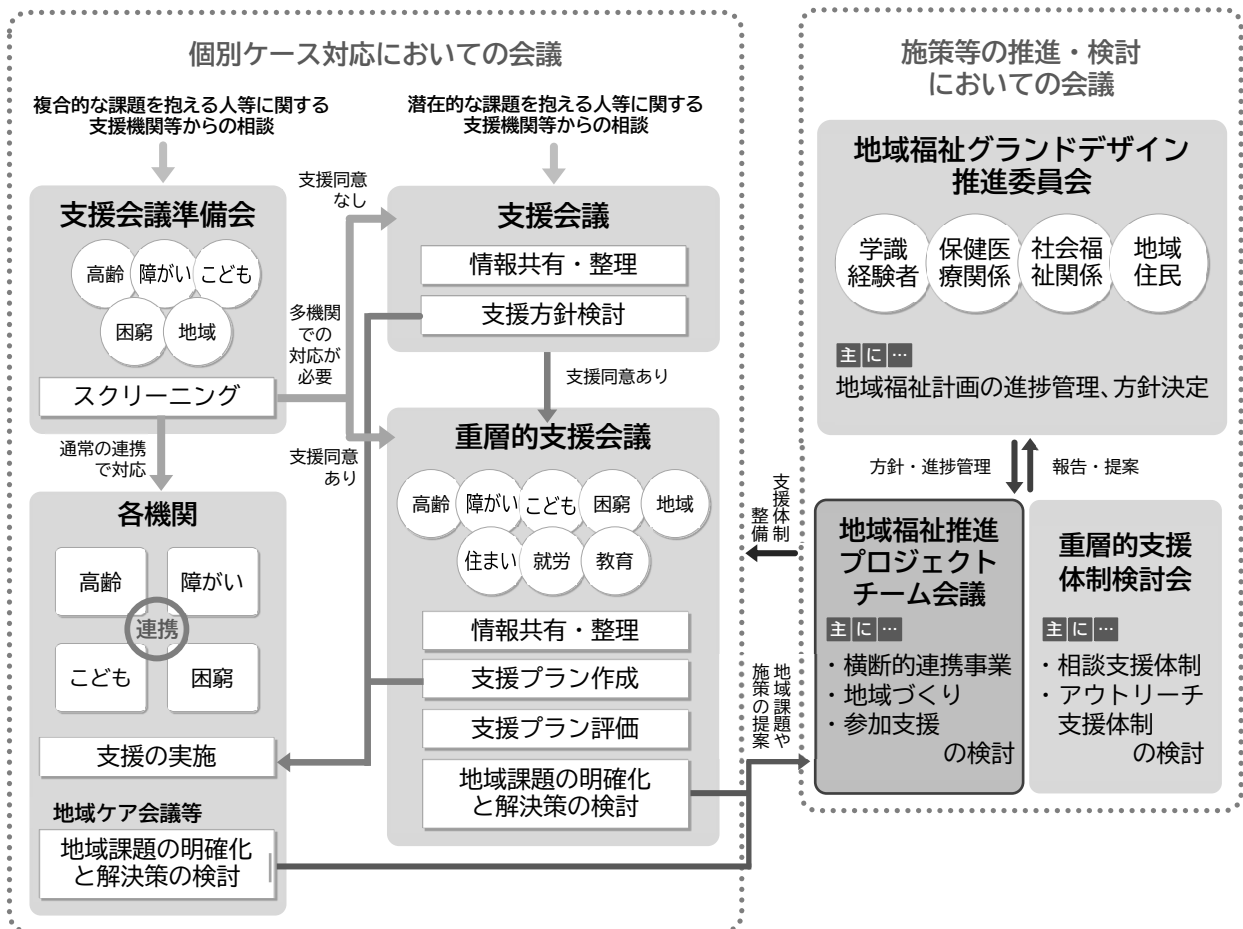
少子高齢化や地域のつながりの希薄化、制度の狭間にある課題など、地域における生活課題が複雑化・多様化する中、これまで以上に分野を越えた支援や、地域全体での支え合いが求められています。

本町では、重層的支援体制整備事業における個別ケースに対応する会議の他に、「地域福祉推進プロジェクトチーム会議」を設置し、横断的連携事業の検討及び推進を行います。

横断的連携事業とは、福祉分野に限らず、保健、医療、子育て、教育、就労、地域づくりなど、あらゆる分野の連携により、各課の既存事業の対象や内容を拡大したり、新規事業を創出したりすることで地域における複合的な課題に対して包括的な支援に資する取組をいいます。

本計画の第4章において、横断的連携事業に該当する取組には「◎」を付けています。

■各会議体の位置付けイメージ



重点プロジェクト3 地域住民と多様な主体とのネットワーク強化【社会福祉協議会】

地域づくりは、地域住民だけではなく、そこで活動している自治会、NPO、企業などの多様な主体と協働していく必要があります。そのため、地域支え合いコーディネーター（SC）、コミュニティソーシャルワーカー（CSW）、ボランティアセンター（VC）の3者が地域に向き、共に地域をつくっていくためのネットワーク強化を進めていきます。これまでつながりが薄かった企業やNPO法人などと地域づくりを進めるために連携を深めます。

SC

「地域支え合いコーディネーター」のことで、地域住民と一緒に地域の生活課題を見つけ、話し合いをしています。その中で支え合いの住民活動が生まれるようお手伝いをしています。



CSW

「コミュニティソーシャルワーカー」のことで、ふくしの何でも相談員です。困っている人に対する個別支援や地域への働きかけを通じて、地域にある福祉課題に対応します。



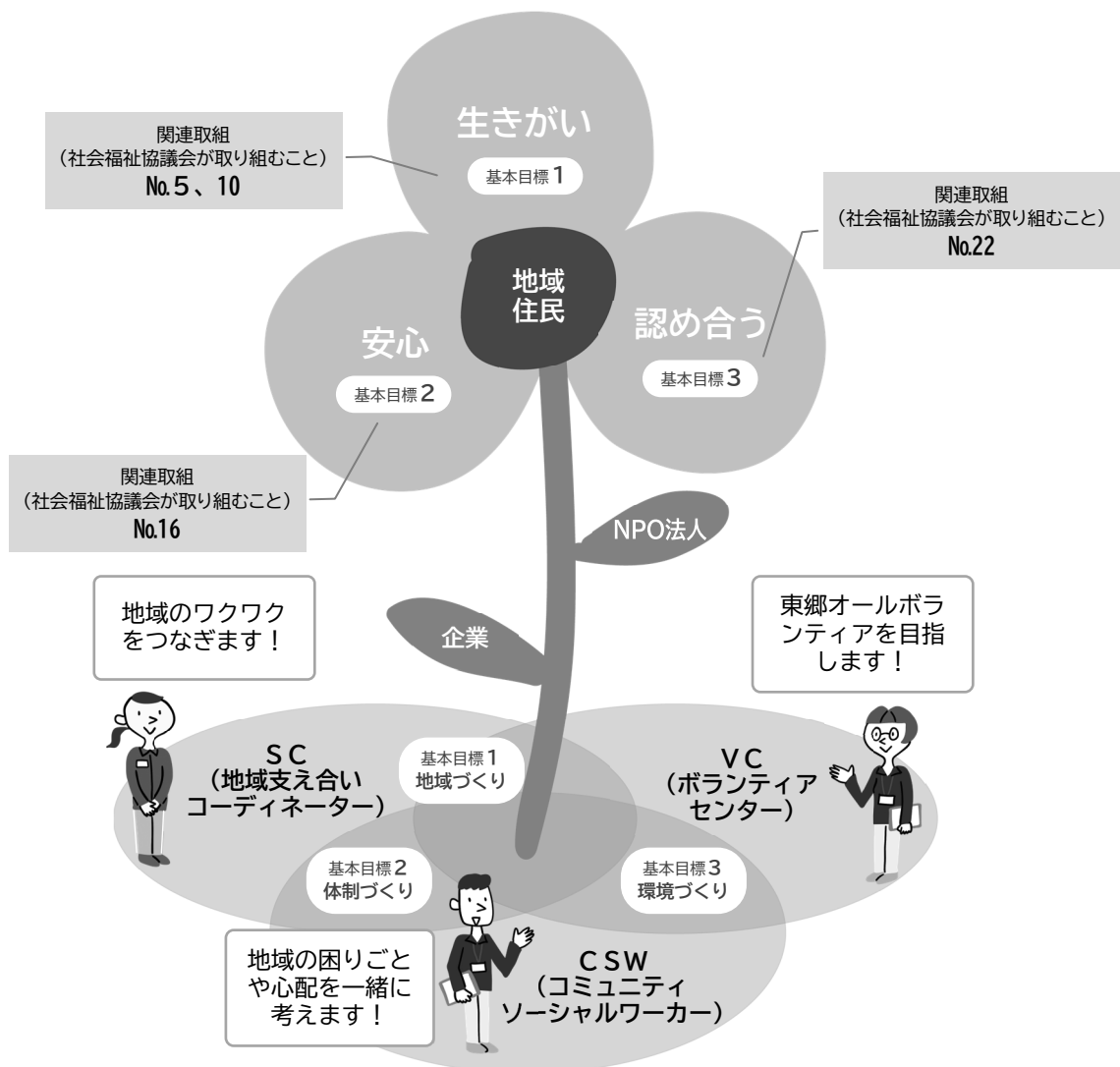
VC

「ボランティアセンター」のことで、ボランティアしたい人と来てほしい人のマッチングをしています。多くの人が自分に合ったボランティアが見つかるよう応援しています。



■連携のイメージ

地域支え合いコーディネーター（SC）、コミュニティソーシャルワーカー（CSW）、ボランティアセンター（VC）の3者が連携し、本計画を推進することにより地域づくりに大切なネットワークが強化され、地域福祉の花を咲かせることをイメージした図です。



コミュニティソーシャルワーカー（CSW）は、ふくしのなんでも相談員です！

令和7（2025）年度から、社会福祉協議会にコミュニティソーシャルワーカー（CSW）が配置されました。コミュニティソーシャルワーカー（CSW）は、相談支援だけでなく、「多機関協働」「アウトリーチ等を通じた継続的支援」「参加支援」「地域づくり」を一体的に行います。誰かに相談したいけどどこに相談したらいいかわからない、地域に気になる人がいる、地域のために何かしたいなど、困りごとや地域のことを相談したい方の相談に応じます。地域に出向き、他の機関と連携しながら、不安や困りごとの解決に向けて、相談者と一緒に考える新しい専門職です。

どなたでもひとりで悩まず、まずはお気軽にあなたのお気持ちをお話ししてください。対面・電話相談だけでなく、訪問相談も可能です。秘密は厳守します。

